19. 中東非核・非大量破壊兵器地帯・第1回会議における政治宣言など



1995年NPT再検討・延長会議において全会一致で採択された中東決議によって「中東における核兵器および他の大量破壊兵器のない地帯」の設立は国際社会の懸案となった。実現の筋道を協議する国際会議が、24年が経過した2019年11月18~22日に初めて実現した。米国のトランプ政権とイスラエルはこれをボイコットしたが、明確な目的を持った権威ある協議の場ができたことの意義は大きい。採択された政治宣言、決定3(今後の年次開催日)、決定4(次回以後の議長国)を掲載する。

2019年11月22日 ニューヨーク

国連総会による決定73/546に従い、2019年11月18日から22日まで国連本部に集まった「中東における核兵器および他の大量破壊兵器のない地帯の設立に関する会議」第1回セッションの参加国の代表は、

- a)「中東における核兵器および他の大量破壊兵器のない地帯」(以下「中東非核・非大量破壊兵器地帯」) の設立に関するあらゆるイニシアティブ、決議、決定及び勧告を歓迎する。
- b)検証可能な「中東非核·非大量破壊兵器地帯」の創設が、地域および世界の平和と安全保障に大い に貢献すると信じる。
- c)関連する国際的な決議に基づき、全ての関係国とともにオープンで包括的な方法により、地域の関係諸国間の自由意思で合意された取り決めに基づく「中東非核・非大量破壊兵器地帯」設立のための法的拘束力を持つ条約の具体的な内容を詰めることを目指して努力するという私たちの意思及び厳粛な誓約を宣言する。
- d)中東の全ての国および他の全ての国に、「中東非核・非大量破壊兵器地帯」設立の目的の達成を妨 げるようないかなる措置を取ることも自制するよう求める。
- e)中東の全ての国が参加することが長年にわたる目標の実現を容易にすると確信し、中東の全ての 国に対して期限を設けず、この宣言を支持しプロセスに参加するよう呼びかける。
- f)前項のような精神から、「中東非核・非大量破壊兵器地帯」設立のための法的拘束力を持つ条約を 丁寧に仕上げてゆく作業を通して、会議が条約にある地域および国際的な信頼醸成に貢献できる と信じる。
- g)第1回セッションの宣言および成果をフォローアップするため努力し、第2回セッションの開催のための準備を行うことに尽力するとともに、第1回セッション開催における国連事務総長の努力を称賛し、「中東非核・非大量破壊兵器地帯」設立の会議の成功に向けての国連事務総長および関連する国際機関による引き続いての努力、並びに国際社会による強力なサポートを要請する。

出典:国連HP A/CONF.236/6 https://undocs.org/A/CONF.236/6 アクセス日:2020年3月9日

決定3:

「中東における核兵器および他の大量破壊兵器のない地帯の設立に関する会議」の 年次セッション開催日

「中東における核兵器および他の大量破壊兵器のない地帯の設立に関する会議」は、2018年12

月22日の国連総会決定73/456及び同決定中にある国連事務総長の指示に従い、とくに別の取り決めがなされない限り、毎年11月の第3月曜日から1週間にわたり開催するものと決定する。

出典:国連HP

https://undocs.org/en/A/CONF.236/DEC.3

アクセス日:2020年3月9日

決定 4:

「中東における核兵器および他の大量破壊兵器のない地帯の設立に関する会議」の議長

「中東における核兵器および他の大量破壊兵器のない地帯の設立に関する会議」は、議長に関する 手続きルールについてさらなる合意がなされるまでの間、以下のように決定する。

- a)会議の議長は、第1回セッションの議長国ヨルダンから始まり、参加国名の英語のアルファベット順に各参加国がそれぞれ一年間議長を務めるものとする。
- b)会議の参加国は、前述の英語のアルファベット順に従い次の参加国に議長の地位を譲る権利を 持つものとする。

出典:国連HP

https://undocs.org/en/A/CONF.236/DEC.4

アクセス日:2020年3月9日